

海賊版対策のための著作権法改正に関する申し入れ

令和2年1月30日
自民党・知的財産戦略調査会
デジタル社会実現に向けての知財活用小委員会

巨大海賊版サイト「漫画村」が閉鎖された今も、依然として膨大な数の海賊版サイトが存在しており、我が国が世界に誇るマンガ・アニメなどのコンテンツ産業が日々被っている被害は、深刻な状況にある。

クリエイターが正当な利益をしっかりと確保し、次の創作につなげられるようにするためには、実効的な海賊版対策のための著作権法改正が急務である。その一方で、インターネットが国民の様々な情報収集や表現活動、ビジネスに欠くことのできない社会的基盤となっている中、安心してインターネットを利用できるようにすることも必要不可欠である。

自民党・知的財産戦略調査会においては、これまでもこのような観点から、著作権法改正について、権利保護と知財活用のバランスのとれたものとなるよう求めてきた。

文化庁においては、漫画家・消費者などを含めた有識者検討会において、改めて「リーチサイト規制」及び「侵害コンテンツのダウンロード違法化」に係る具体的な制度設計等の検討が進められ、1月16日に議論が取りまとめられたところである。

一方で、国民の間には、これらによっても解消し切れない昨春来の懸念・不安の声がある。それに真摯に応えるとともに、海賊版対策の実効性を更に強化する観点から、知的財産戦略調査会及びデジタル社会実現に向けての知財活用小委員会は、政府に対して著作権法改正案に関して下記4点を要請する。

記

1. 侵害コンテンツのダウンロード違法化の対象から、「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」を除外すること（民事・刑事の両方）
2. リーチサイト規制に関する刑事罰の運用を懸念する声もあることから、侵害コンテンツのダウンロード違法化と同様、インターネット利用が不当に制限されないよう運用上の配慮を行う旨を附則に明記すること
3. 海賊版対策の本丸である「違法アップロード対策」を充実するための方策（特に民間との協働や国際連携・国際執行など）について検討・措置を行う旨を附則に明記すること
4. 研究活動などにおける著作物利用の困難性を指摘する声もあることから研究目的の権利制限規定の創設、その他デジタル社会に対応した知財活用のための施策について、権利者の利益保護に留意しつつ、速やかに検討を進めること

以上